

北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会  
網走地域多職種連携チーム運営要領

(目的)

第1 この要領は、網走保健所管内における医療・介護などの専門職が協働し、在宅医療提供体制の構築を推進するため、北網保健医療福祉圏域連携推進会議在宅医療専門部会要領第6の規定に基づき、網走地域多職種連携チーム（以下「チーム」という）を設置し、その運営に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2 チームは、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1) 地域の医療・介護資源及び機能等の把握に関すること。
- (2) 連携上の課題の抽出及びその対応策の検討に関すること。
- (3) 医療・介護関係者等の人材育成に関すること。
- (4) 地域住民への普及啓発に関すること。
- (5) その他、在宅医療の推進に必要と認めること。

(構成)

第3 チームは、在宅医療専門部会の委員及び同部会長が必要と認めた者で構成する。

- 2 チームの構成員は、在宅医療専門部会長が指名する。
- 3 チームの構成員の中から代表者を選任する。

(会議)

第4 チーム会議の開催は、代表者が招集する。

- 2 代表者は、会議の座長となり、議事進行を行う。
- 3 チーム会議では、外部の在宅医療等に関する有識者に対して、チーム会議への出席を要請し、助言を求めることができる。

(庶務)

第5 チームの庶務は、オホーツク総合振興局保健環境部保健行政室企画総務課において処理する。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、代表者がチーム会議に諮って定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。